

学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会における検討経過

中間報告書

平成 23 年 12 月

学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会

I 西東京市における学校施設適正規模・適正配置について

1. はじめに

西東京市における学校施設の適正規模・適正配置については、平成13年の合併時からの課題であった。学校規模については、合併当時の予測では、児童・生徒数の減少により、平成22年には小学校20校中7校で全学年1クラス編成となり、学校施設の統廃合を含め検討することが想定されていた。しかし、その後の推移は予測とは異なり、児童・生徒数の減少により単学級編成の学年が生じている学校がある一方で、大規模な敷地を有する工場の移転後跡地等への大型マンションの建設や宅地開発等により、特定の地域においては、児童・生徒数の急激な増加が見られ、その結果、教室数が不足する学校も出現するなど、市全体として合併当時の予測とは大きく乖離し、地域により児童・生徒の偏在が著しい状況となっている。

また、小・中学校の中には、施設の老朽化が著しい学校もあり、学校施設の建替えを検討しなければならない状況である。なお、これらの検討を進めるに当たっては、課題・問題点等を十分に検証し、中長期的な視点も踏まえた学校施設の適正規模・適正配置を検討することが必要である。

2. これまでに設置された学校施設適正規模・適正配置に関する検討組織等

(1) 平成18年度 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

平成19年から向こう10年間における児童・生徒数の推移、将来の推計に基づき、基本的な考え方がまとめられた。

(2) 平成19年度 学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

公募市民等を含めた検討懇談会が設置され、平成18年度の部内検討委員会報告書を基に提言書が作成された。

(3) 平成20年度 学校施設適正規模・適正配置検討委員会

「教育計画検討会議」の部会として設置された市内の検討委員会において、学校施設適正規模・適正配置に関する今後約10年間における西東京市教育委員会としての基本的な方針が定められた。

(4) 平成21年度 通学区域見直し等に関する向台・新町地域協議会

小学校4校、中学校3校の学校関係者等による協議会が設置され、向台・新町地域の通学区域の見直し及び指定校変更特例措置の解消についての検討が行われた。

(5) 平成22年度 通学区域見直し等に関する谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域協議会

小学校5校、中学校2校の学校関係者等による協議会を設置し、谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域の通学区域の見直し及び指定校変更特例措置の解消についての検討が行われた。

3. 平成23年度における学校施設適正規模・適正配置に関する検討組織等

(1) 学校施設の配置・建替え、通学区域の見直し（学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会）

児童・生徒の良好な教育環境の整備化を図るため、学校施設の配置・建替え、通学区域の変更等について検討を行う。〈※3ページ以降に詳細を記載〉

(2) 保谷町・富士町・中町・東町地域の通学区域の見直し（保谷町・富士町・中町・東町地域協議会）

保谷小学校・碧山小学校・東小学校・本町小学校の児童数の動向を踏まえ、当面、教室数等で課題が想定される小学校への対応として、通学区域の見直しが検討されている。また、都市計画道路3・2・6号線（調布保谷線）が開通した場合の課題・問題点等についても意見等の整理がなされている。

(3) 都市計画道路 3・2・6 号線（調布保谷線）の開通に伴う市南部地域への対応

都市計画道路 3・2・6 号線（調布保谷線）は、平成 24 年度には青梅街道から保谷新道（保谷庁舎前）までの区間、平成 27 年度には保谷新道から埼玉県境までの区間が開通予定である。

都市計画道路 3・2・6 号線（調布保谷線）が完成すると、市東部地域の学校の通学区域を縦断することになり、通学区域によっては残地のように取り残される区域が生じる恐れがあるため、都市計画道路 3・2・6 号線（調布保谷線）が具体的に整備されていく中で、児童・生徒の安全な通学区域を確保する観点、あるいは、地域づくりの視点から通学区域の見直し等を行う必要があると考えられる。

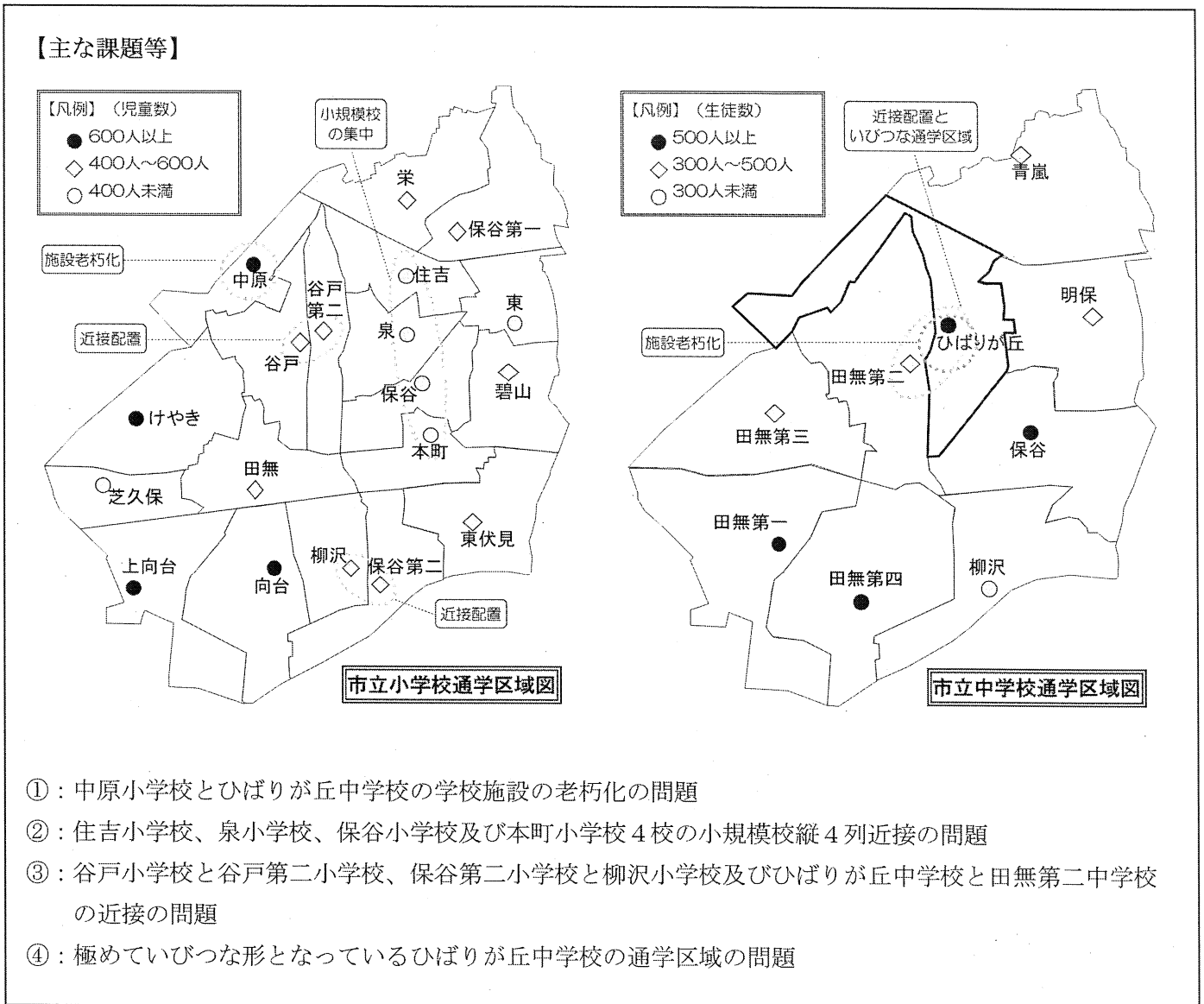
そのため、都市計画道路 3・2・6 号線（調布保谷線）が先行して開通する予定の市南部地域周辺の学校関係者、保護者及び地域住民の意見等を聞く会等を開催し、他市の事例等も示しながら、課題や問題点等の整理が行われる予定である。

《※上記 3. の(1)・(2)・(3)の検討組織等の事務局(所管課)は、西東京市教育委員会教育部教育企画課である。》

II 学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会における検討について

1. 平成 23 年度における検討課題と現状

西東京市では現在、小学校19校と中学校 9 校の計28校を設置している。この28校のうち16校が、昭和30～40年代に建設された建物であり、学校施設の老朽化が進んでいる状況である。また、同じ西東京市の中でも、大規模校化が進んでいる学校がある一方、中小規模校化が進んでいる学校もあり、文字どおり学校施設の適正規模・適正配置を行う必要性が強く求められている。



このようなことから、学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）では、「公共施設の適正配置等に関する基本計画(平成 23 年 11 月策定)」と連携を取りながら、中原小学校・ひばりが丘中学校の学校施設建替えについての具体的な方針の決定のほか、ひばりヶ丘駅南部地域の小規模校化が進む地域の学校について、平成 23 年度に実施する就学児童・生徒数の推計結果等を踏まえ、課題・問題点等を整理した上で、この地域における学校施設適正規模・適正配置の検討を進めていくこととする。

2. 中原小学校・ひばりが丘中学校の施設老朽化の問題

(1) 中原小学校・ひばりが丘中学校の耐力度調査結果の検証

耐力度調査とは、公立学校施設において、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の3項目を総合的に調査し、建物の老朽状況を評価するものである。調査の結果、所要の耐力度に達しないものについては、危険建物として、改築事業としての補助の対象となる。

平成21年度に実施した中原小学校・ひばりが丘中学校の耐力度調査では、両校とも建築後の年数が長いことから、老朽化した度合いを評価する保存度の評点が低く、耐力度調査の所要の点数(4,500点:4,500点以下であると改築事業の補助対象となる。)に達しない建物もある。しかし、両校ともに耐震補強工事を行っており、地震に対する力を有していることから、倒壊に対する安全性は確保されており、緊急に対応を要する状況ではないと考えられる。

中原小学校の調査結果

建物区分	構造	階数	1階面積(m ²)	延べ面積(m ²)	建築年	経過年数	耐力度	構造耐力	保存度	外力条件
校舎	R C	3	672	1,777	S 34	51	3,675	76	52	0.93
校舎	R C	2	2	4	S 55	30	3,675	76	63	0.93
校舎	S	1	35	35	S 55	30	3,675	100	59	0.93
校舎	R C	1	23	23	S 55	30	3,675	76	63	0.93
校舎	S	1	67	67	S 55	30	3,675	86	55	0.93
校舎	R C	1	46	46	S 34	51	4,938	90	59	0.93
校舎	S	3	52	78	S 55	30	4,479	86	56	0.93
校舎	R C	3	680	1,701	S 34	51	4,218	84	54	0.93
校舎	S	1	45	45	S 55	30	4,218	82	69	0.93
校舎	S	1	11	11	S 55	30	4,218	86	55	0.93
校舎	R C	3	369	1,107	S 42	43	5,362	93	62	0.93
校舎	R C	1	6	6	S 55	30	5,362	93	70	0.93
校舎	S	1	6	6	S 55	30	4,159	86	52	0.93
校舎	S	2	145	290	S 55	30	6,510	100	70	0.93
校舎	S	1	36	36	S 55	30	6,417	100	69	0.93
校舎	S	3	25	75	S 55	30	5,892	96	66	0.93
校舎	S	1	16	16	S 62	22	5,673	100	61	0.93
屋体	S	2	687	727	S 49	36	3,919	86	49	0.93

※6,050 m² (3,747 m²、全体の62%)

～調査結果から～

ア の網掛けの建物は、耐力度調査で一定の点数(4,500点)に達していない箇所であり、18棟中11棟で耐力度不足が生じている。

イ 延べ面積では、6,050 m²の内3,747 m²(全体の62%)で耐力度が不足している。

ウ 耐力度調査の3項目(構造耐力、外力条件、保存度)の内、老朽度を示す保存度が低い状態である。

ひばりが丘中学校の調査結果

建物区分	構造	階数	1階面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	建築年	経過年数	耐力度	構造耐力	保存度	外力条件
校舎	RC・S	3	701	2,045	S35	49	3,782	83	49	0.93
校舎	RC	3	482	1,528	S46	38	4,664	85	59	0.93
校舎	RC	3	83	250	S47	37	4,664	85	59	0.93
校舎	RC・S	4	514	1,896	S47	37	4,073	73	60	0.93
校舎	S	1	30	30	S58	27	6,231	100	67	0.93
屋体	S	2	1,009	1,175	S46	39	5,156	99	56	0.93

※6,924 m² (3,941 m²、全体の 57%)

～調査結果から～

- ア の網掛けの建物は、耐力度調査で一定の点数（4,500点）に達していない箇所であり、6棟中2棟で耐力度不足が生じている。
- イ 延べ面積では、6,924 m²の内 3,941 m²（全体の 57%）で耐力度が不足している。
- ウ 耐力度調査の3項目（構造耐力、外力条件、保存度）の内、老朽度を示す保存度が低い状態である。

調査結果についての見解

- ① 耐力度調査の結果から判断すると、中原小学校・ひばりが丘中学校とも、危険建物と判定される建物が半数以上（所要点数が4,500点以下）あり、延べ面積の割合で見ると、中原小学校では約6割強、ひばりが丘中学校では約6割弱の建物が該当する。両校とも、既に耐震補強工事を行っていることから安全性は確保されているとはいえ、この状態は決して好ましい状態ではない。
- ② この状態を解決する方法として、一つには、一定程度の改修や修繕を計画的に行うことで、耐力度の評点を高め安全性を向上させる方法（現在の建物を延命して使用する）がある。もう一つの方法として、建物の経過年数（中原小学校は築52年、ひばりが丘中学校は築51年）や老朽度等を考慮して、既存の建物を取り壊し、新たな建物を建て替える方式が考えられるが、庁内検討委員会において中原小学校とひばりが丘中学校の学校施設の建替え等の検討を進めるに当たっては、この耐力度調査の結果のみならず、今後の児童・生徒数の動向や通学区域の見直し等市全体の状況を把握し、将来を見据えた検討を行った上で、今後の方向性等を取りまとめることとする。
- ③ 都市再生機構（以下「UR」という。）のひばりが丘団地の土地の一部売却が、早ければ平成24年度から開始されることから、この土地を活用した学校施設の建替えも検討する必要がある。いずれにしても、財政面では相当な負担となることから、計画的に取り組む必要があるほか、各学校の教育環境の整備について、学校間格差が生じないように、十分に配慮することが望まれる。

(2) 中原小学校・ひばりが丘中学校の学校施設建替え等に関する庁内調査結果のまとめ

平成 22 年 12 月に西東京市教育委員会教育部教育企画課から市長部局を含めた庁内関係部署に対し、中原小学校・ひばりが丘中学校の建替えに関する課題・問題点等を抽出するための庁内基礎調査が実施された。そこから見えてきた課題・問題点等について、より詳細な事項を調査・整理するため、平成 23 年 6 月に庁内検討委員会が新たに追加の調査を実施した。

※ 調査は、「URひばりが丘団地」の用地取得によるUR跡地の活用と中原小学校・ひばりが丘中学校の両校とも既存施設の大規模改修等を行わず、建替えを行うことを前提条件とし、下記4パターンを想定して実施した。

【想定パターン】

1. 中原小学校・ひばりが丘中学校の両校とも現在地で建て替える。
2. 中原小学校をUR跡地に建て替えて、ひばりが丘中学校は現在地で建て替える。
3. 中原小学校は現在地で建て替えて、ひばりが丘中学校をUR跡地に建て替える。
4. 中原小学校・ひばりが丘中学校を小・中一貫校として、UR跡地に建て替える。

～主な調査結果(各パターンごとのメリット・デメリット等)については、次のとおりである。～

調査パターン	主なメリット等	主なデメリット等
<p>〈パターン1〉</p> <p>【中原小学校】・【ひばりが丘中学校】の両校とも現在地で建て替える。</p>	<p>【中原小学校】・【ひばりが丘中学校】</p> <p>○新校舎建設用に新規に土地を購入する必要がない。</p> <p>○学校所在地に変動がないため、地域コミュニティが保たれる。</p>	<p>【中原小学校】・【ひばりが丘中学校】</p> <p>○仮設校舎等の建設費用がかかる。</p> <p>○建替期間中は、校庭・体育館・プール等が使用できない。</p>
<p>まとめ(下線 〃 は利点、下線 〃 は欠点を示している。)</p> <p>中原小学校・ひばりが丘中学校とも新校舎等建設工事に伴い、仮設校舎等を建設する必要がある。仮設校舎等の建設用地として、新たに別の土地を購入又は借用する方法があるが、近隣に適当な土地等もないほか、<u>2校とも仮設校舎等の建設費用と新校舎等の建設費用が二重でかかる</u>こととなる。また、仮設校舎等を建設する際の建設用地については、現在の学校敷地内に建設する方法を取ることになると思われるが、<u>校庭・体育館・プール等が使用できなくなり、近隣にも一定期間借用できるような代替施設等がないため、学校運営上の問題が生じることが想定される。</u></p>		
調査パターン	主なメリット等	主なデメリット等
<p>〈パターン2〉</p> <p>【中原小学校】をUR跡地に建て替える。</p> <p>【ひばりが丘中学校】は現在地で建て替える。</p>	<p>【中原小学校】</p> <p>○新校舎建設まで既存校舎を使えば、仮設校舎建設費用が不要となるほか、仮設校舎建設による校庭等の利用制約は生じない。</p> <p>【ひばりが丘中学校】</p> <p>○新校舎建設用に新規に土地を購入する必要がない。</p> <p>○学校所在地に変動がないため、地域コミュニティが保たれる。</p>	<p>【中原小学校】</p> <p>○新校舎建設用に新規に土地を購入することとなるため、多額の費用がかかる。</p> <p>【ひばりが丘中学校】</p> <p>○仮設校舎等の建設費用がかかる。</p> <p>○建替期間中は、校庭・体育館・プール等が使用できない。</p>
<p>まとめ(下線 〃 は利点、下線 〃 は欠点を示している。)</p>		

	<p>中原小学校について、UR跡地に新校舎を建設するまでの間は、既存校舎が活用できるため、<u>仮設校舎等を建設する必要がなく、仮設校舎等の建設費用が不要となる。</u>また、<u>校庭・体育館・プール等が使用できなくなる</u>ことによる学校運営上の問題等も発生しないと考えられる。しかし、このパターンを実施した場合、<u>中原小学校の所在地が現在より約400m南下することになり、この地域の学校施設適正規模・適正配置の総合的な観点から見ると、中原小学校と谷戸小学校の距離がより一層近くなる</u>ため、谷戸小学校・谷戸第二小学校の近接の問題とも大きく絡んでくる。また、<u>多くの地域コミュニティが、小学校区を中心に作られていることから、現状の地域コミュニティに変容をもたらすことが考えられる。</u></p> <p>ひばりが丘中学校については、〈パターン1〉の場合と同様、仮設校舎等建設により、<u>仮設校舎等の建設費用と新校舎等の建設費用が二重でかかる。</u><u>校庭・体育館・プール等が使用できなくなり、近隣にも一定期間借用できるような代替施設等がないため、学校運営上の問題が生じることが想定される。</u></p>	
調査パターン	主なメリット等	主なデメリット等
<p>〈パターン3〉</p> <p>【中原小学校】は現在地で建て替える。</p> <p>【ひばりが丘中学校】をUR跡地に建て替える。</p>	<p>【中原小学校】</p> <p>○新校舎建設用に新規に土地を購入する必要がない。</p> <p>○学校所在地に変動がないため、地域コミュニティが保たれる。</p> <p>【ひばりが丘中学校】</p> <p>○新校舎建設まで既存校舎を使えば、仮設校舎建設費用が不要となるほか、仮設校舎建設による校庭等の利用制約は生じない。</p> <p>○田無第二中学校との近接問題が解消され、配置的なバランスがとれる。</p>	<p>【中原小学校】</p> <p>○仮設校舎等の建設費用がかかる。</p> <p>○建替期間中は、校庭・体育館・プール等が使用できない。</p> <p>【ひばりが丘中学校】</p> <p>○新規に土地を購入することとなるため、多額の費用がかかる。</p>
<p>まとめ（下線<u> </u>は利点、下線<u> </u>は欠点を示している。）</p>		
<p>ひばりが丘中学校については、UR跡地に新校舎を建設するまでの間は、既存校舎が活用できるため、<u>仮設校舎等を建設する必要がなく、仮設校舎等の建設費用が不要となる。</u>また、<u>校庭・体育館・プール等が使用できなくなる</u>ことによる学校運営上の問題等も発生しないと考えられる。<u>田無第二中学校と近接している問題についても、ひばりが丘中学校の所在地が変わることで、配置的なバランスがとれる。</u></p> <p>中原小学校については、〈パターン1〉の場合と同様、仮設校舎等建設により、<u>仮設校舎等の建設費用と新校舎等の建設費用が二重でかかる</u>こととなる。また、<u>校庭・体育館・プール等が使用できなくなり、近隣にも一定期間借用できるような代替施設等がないため、学校運営上の問題が生じることが想定される。</u></p>		

調査パターン	主なメリット等	主なデメリット等
<p><パターン4> 【中原小学校】・【ひばりが丘中学校】を小・中一貫校として、UR跡地に建て替える。</p>	<p>【中原小学校】・【ひばりが丘中学校】 ○新校舎建設まで既存校舎を使えば、仮設校舎建設費用が不要となるほか、仮設校舎建設による校庭等の利用制約は生じない。</p>	<p>【中原小学校】・【ひばりが丘中学校】 ○新校舎建設用に新規に土地を購入することとなるため、多額の費用がかかる。 ○既存の場所から離れることにより地域コミュニティの拠点がなくなる。</p>
<p>まとめ（下線 〃は利点、下線 〃は欠点を示している。）</p>		
<p>中原小学校・ひばりが丘中学校ともUR跡地に新校舎を建設するまでの間は、既存校舎が活用できるため、仮設校舎等を建設する必要がなく、<u>他のパターンと比べ仮設校舎等の建設費用が一切不要となる。</u>また、<u>校庭・体育館・プール等が使用できなくなることによる学校運営上の問題等も発生しないと考えられる。</u>しかし、UR跡地を活用した建替えの際には、<u>緑地、公園等を整備する必要もあり、小・中一貫校とした場合には、UR跡地の取得予定面積では、学校施設としては少し狭隘なものとなる。</u>また、<u>両校とも既存の場所から学校の位置が変わることとなり、大幅な通学区域の見直しが必要となる。</u>特に小学校の位置が変わることとなると、<u>中原小学校区を拠点とした多くの地域コミュニティに変容をもたらすことが想定される。</u>また、<u>中原小学校の所在地が現在より約400m南下することになり、この地域の学校施設適正規模・適正配置の総合的な観点から見ると、中原小学校と谷戸小学校の位置関係は、両校の距離がより一層近くなるため、新たな課題を生じる。</u>併せて、<u>小中一貫教育について、本市においては、中学校区の各小中学校の特色ある教育課程を維持しつつ、施設分離型の小中連携を基本として進めていることから、現時点では、学校施設建替えに合わせ、施設一体型の小中一貫校とするには課題がある。</u></p>		

以上のまとめの結果、平成22年12月及び平成23年6月の各調査実施時点で想定していたパターンでは、必ずしも適当と思われるパターンがないため、当初想定していたパターンの中でも、比較的利点の多い<パターン3>について、課題・問題点等を再度整理した上で、児童・生徒、保護者、学校関係者や地域住民への負担が最小限となり、かつ、新校舎建設等に要する費用や将来にわたる合理性等を総合的に勘案し、新たなプランを検討することとした。

(3) 庁内検討委員会のこれまでの検討結果のまとめ

平成 22 年 12 月及び平成 23 年 6 月の過去 2 回にわたり実施した**中原小学校・ひばりが丘中学校**の学校施設建替えに関する調査結果、並びに、平成 23 年 4 月から設置した庁内検討委員会でのこれまでの検討結果等を踏まえ、庁内検討委員会としては、下記のプランで**中原小学校・ひばりが丘中学校**の学校施設の建替事業を推進することが、現在の状況における唯一、かつ、最良の方法であると考えている。

【中原小学校・ひばりが丘中学校の学校施設建替え】

- **中原小学校・ひばりが丘中学校**は、両校とも建築から既に 50 年以上経過していることから、早期に建替事業を推進する。
- 事業取組のスケジュールとしては、両校の既存校舎の建築年から 60 年となる平成 31 年～32 年頃を目途に事業完了を目指していく。

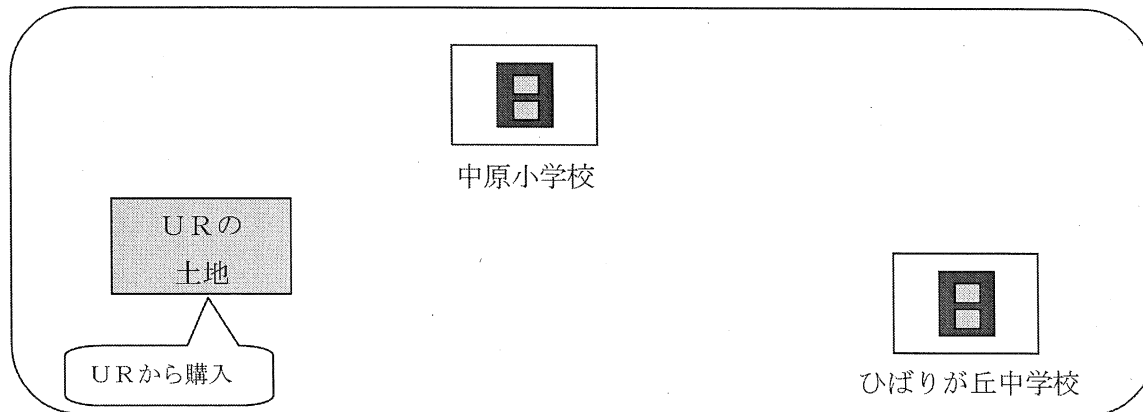
【学校施設建替えの際の留意点】

- 「公共施設の適正配置等に関する基本計画(平成 23 年 11 月策定)」との整合性
- 建替事業に要する費用
- 建替事業が児童・生徒等へ及ぼす負担の度合い
- 市内小・中学校全体の配置バランス
- 「URひばりが丘団地」の用地取得

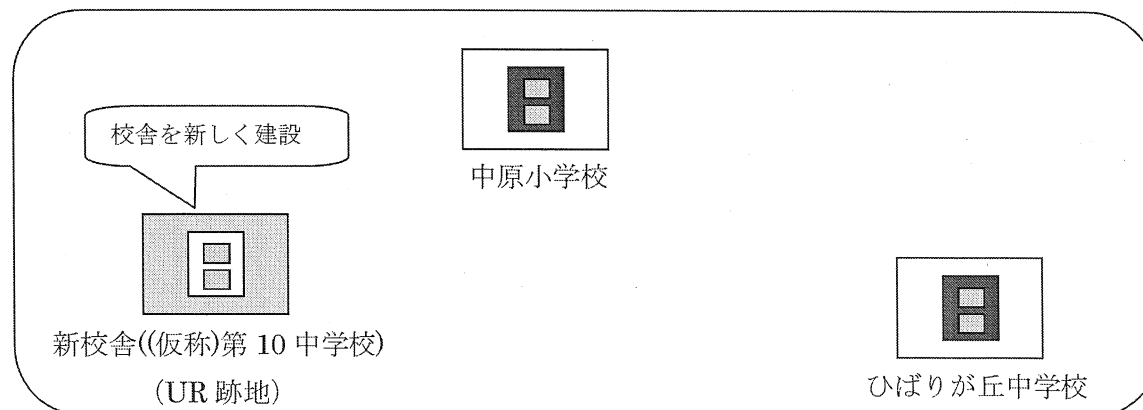
【プランの内容】

<プランの概略>

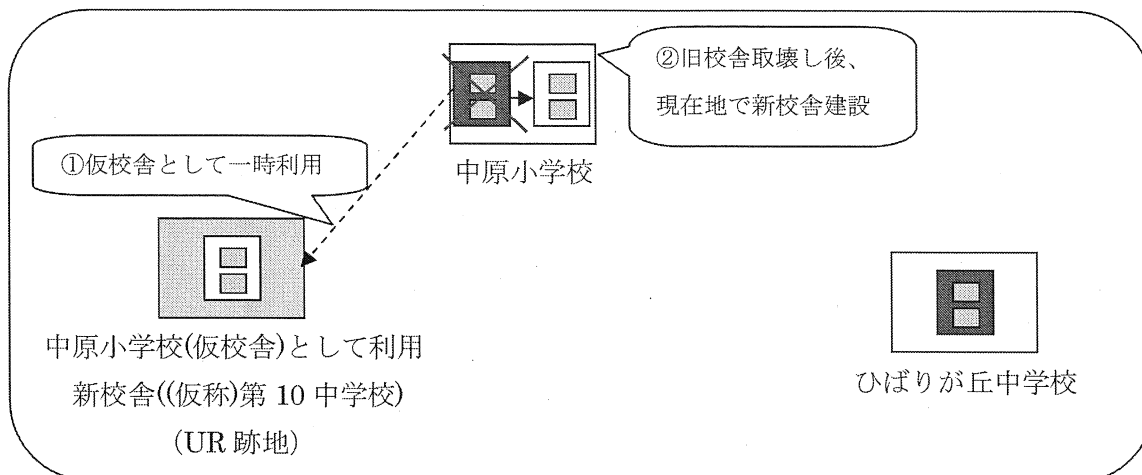
- ① : **中原小学校・ひばりが丘中学校**の両校を建て替えるためにURの土地を購入



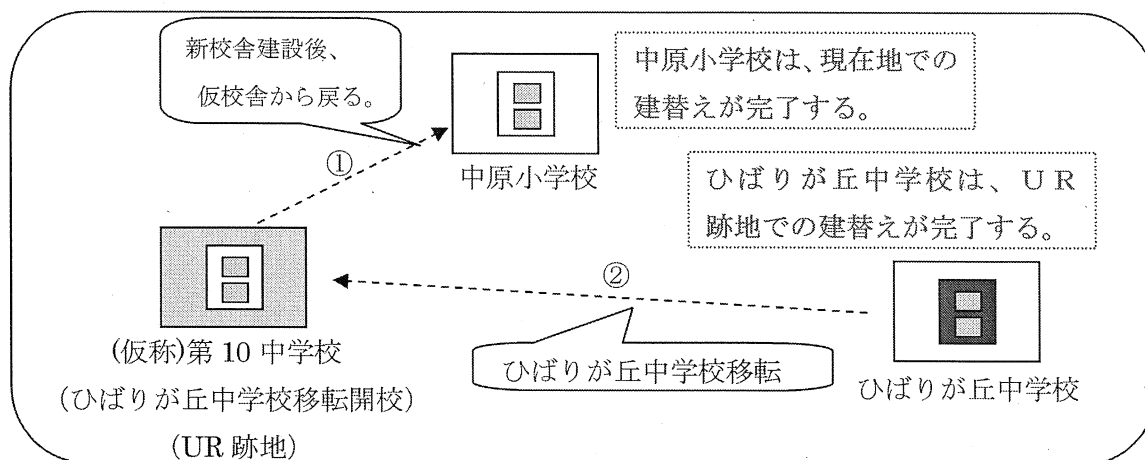
- ② : URから購入した土地に新校舎(仮称)第10中学校を建設



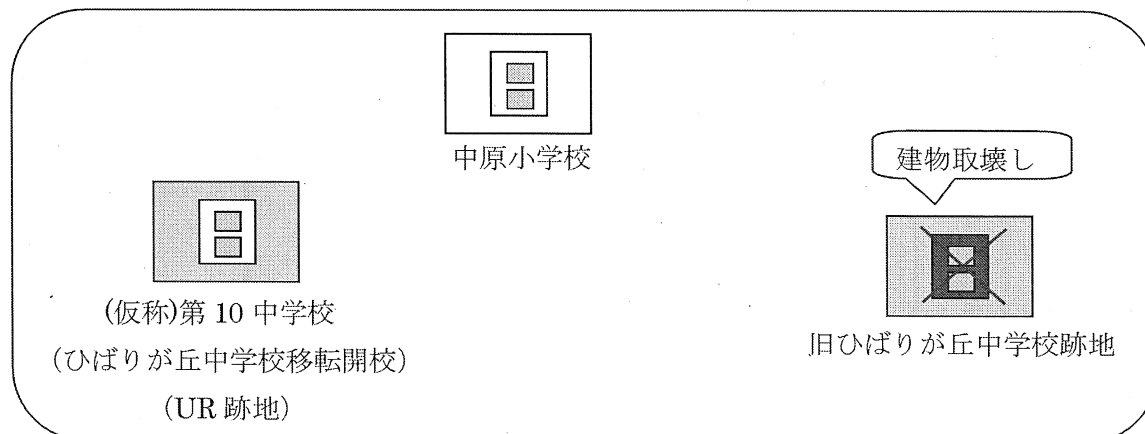
③：UR 跡地に建設された新校舎の**中原小学校**仮校舎利用と**中原小学校**の現地建替え



④：中原小学校の新校舎完成(仮校舎から戻る)と**ひばりが丘中学校**の移転



⑤：旧ひばりが丘中学校(旧校舎)の取壊し、跡地の活用又は処分



【プランの効果】

このプランでは、次のような効果が期待できる。

教育環境の保持

- 校舎建替えまでの間は、校庭・体育館・プール等の既存施設をそのまま利用できる。
- 建替工事に伴う騒音や学校施設の利用制限による児童・生徒等への負担が生じない。

仮設校舎建設の省略

○UR跡地に(仮称)第10中学校として新校舎を建設後、一時的に中原小学校の仮校舎として運用し、その後(仮称)第10中学校(ひばりが丘中学校の機能を移転)の本校舎として利用するため、仮設校舎建設に要する費用と時間の無駄を省くことができる。

中学校近接問題の解消

○ひばりが丘中学校の所在地が変更になることで、学校施設の建替えと同時に、田無第二中学校との近接の問題が解消できる。

いびつな形の中学校通学区域問題の解消

○ひばりが丘中学校の所在地変更に伴い、新たにバランスの取れた適切な通学区域を設定することで、これまで客観的に見ていびつな形状をしていた通学区域の問題が解消できる。

上記のような多くの効果が期待できるとともに、中原小学校・ひばりが丘中学校の学校施設建替計画と併せて、小規模校集中地域における学校統廃合を進めることで、市全体の学校配置バランスの均衡を図ることができる。したがって、庁内検討委員会においても、学校統廃合について、引き続き早期に検討を進めることとし、学校施設適正規模・適正配置に係る事業全体の中で、財政面で過度の負担となることがないように十分な検証を加えることとする。

【プラン実行時の主な留意点】

計画的な遂行

- 多額の事業費用を要するため、市財政全体を見通した財政計画が必要となる。
- 国庫補助金等を受けるに当たって、東京都や文部科学省との連絡・確認等を密に行う必要がある。
- 次期総合計画や教育計画等に明確に位置づける必要がある。
- ひばりが丘中学校の跡地について、その活用又は処分についても十分に検証する必要がある。

地域との連携

- 市民説明会等を通して、地域住民との合意形成を十分に図ることが必要である。
- 関係する学校の保護者や学校関係者、地域住民等による協議・検討の場を早期に設ける必要がある。

施設面の配慮

○中学校校舎を小学生が利用することへの施設面(階段や黒板、水飲み場等の各設備の高さや給食室の配備をどうするのか)等の配慮・検討が必要である。

○学校施設の建替えに当たっては、普通教室のみならず、特別支援学級等の位置付け・規模・扱い等についても十分に配慮する必要がある。

○イニシャルコスト・ランニングコストを考慮した学校施設建替計画を推進する必要がある。

※プラン実行の際には、上記以外にも多くの留意点があると考えられるが、一つ一つ丁寧、かつ、着実に解決していくことで、西東京市で学ぶ子どもたちに良好な教育環境を整備することを目指していくこととする。

【プラン実行性の担保】

このプランを実行する際には、財政面からも国庫補助金を活用する必要があるため、あらかじめ東京都及び東京都を通して文部科学省に対して計画内容の概要説明等を行い、一定程度の了承を得ているが、引き続き課題・問題点等を整理しながら、適宜、連絡・確認・調整等を行う必要がある。

3. 小規模校の集中地域における統廃合等について

(1) 小規模小学校(縦4校)近接の問題

学校施設の適正規模の維持、学校間アンバランスの抑制といった観点から、小規模校が集中している市中央部東側地域において、単学級化が生じている学校を中心に統廃合に向けた検討を行う必要がある。

そこで、平成23年度に実施する児童・生徒数推計の結果等も踏まえながら、庁内で課題・問題点を整理し、平成24年度には、具体的な方向性をまとめる予定である。

なお、統廃合した場合に創出される用地の取扱い（活用または処分等）についても、これと併せて検討していく必要がある。

【小規模校が南北に並び近接している4校の推計】

(a) 住吉小学校 【現在の普通教室数 11 教室 転用可能教室数 5 教室】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童数	298	304	315	340	342	346	369
学級数	11	12	12	13	13	13	14
児童数増減 (学級数増減)	-	+6 (+1)	+17 (+1)	+42 (+2)	+44 (+2)	+48 (+2)	+71 (+3)
不足見込 教室数	-	-	-	-	-	-	-

(b) 泉小学校 【現在の普通教室数 9 教室 転用可能教室数 4 教室】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童数	268	271	264	262	255	248	236
学級数	9	10	10	10	10	10	9
児童数増減 (学級数増減)	-	+3 (+1)	-4 (+1)	-6 (+1)	-13 (+1)	-20 (+1)	-32 (+0)
不足見込 教室数	-	-	-	-	-	-	-

(c) 保谷小学校 【現在の普通教室数 13 教室 転用可能教室数 3 教室】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童数	354	325	338	352	361	354	374
学級数	13	12	12	12	13	13	14
児童数増減 (学級数増減)	-	-29 (-1)	-16 (-1)	-2 (-1)	+7 (+0)	+0 (+0)	+20 (+1)
不足見込 教室数	-	-	-	-	-	-	-

(d) 本町小学校

【現在の普通教室数 12 教室 転用可能教室数 4 教室】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童数	347	356	333	342	350	340	335
学級数	12	12	12	12	12	12	12
児童数増減 (学級数増減)	-	+9 (+0)	-14 (+0)	-5 (+0)	+3 (+0)	-7 (+0)	-12 (+0)
不足見込 教室数	-	-	-	-	-	-	-

【参考】

(i) 中原小学校

【現在の普通教室数 23 教室 転用可能教室数 1 教室】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童数	759	789	819	830	812	769	771
学級数	23	24	24	24	24	24	24
児童数増減 (学級数増減)	-	+30 (+1)	+60 (+1)	+71 (+1)	+53 (+1)	+10 (+1)	+12 (+1)
不足見込 教室数	-	-	-	-	-	-	-

(ii) ひばりが丘中学校

【現在の普通教室数 14 教室 転用可能教室数 5 教室】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生徒数	517	502	563	589	650	676	678
学級数	14	14	16	17	18	18	18
生徒数増減 (学級数増減)	-	-15 (+0)	+46 (+2)	+72 (+3)	+133 (+4)	+159 (+4)	+161 (+4)
不足見込 教室数	-	-	-	-	-	-	-

※ 1) 12・13 ページ記載の各学校の児童数・生徒数の推計上の数字は、平成 23 年度は、平成 23 年 4 月 7 日現在の実績の数字であり、平成 24 年度以降の数字は、各学校の通学区域内に平成 23 年 4 月 7 日現在において、住民登録を有する児童・生徒が、指定された学校に入学することを前提条件として推計している。

※ 2) 平成 23 年度に実施している児童数・生徒数の将来推計の結果によっては、関係学校の将来推計の数字は増減する可能性がある。

※ 3) 平成 23 年度において、西東京市小中学校通学区域見直し等に関する地域協議会（保谷町・富士町・中町・東町地域協議会）が設置され、当該地域における通学区域の見直しに関する検討がなされており、この協議会の検討結果によっては、本町小学校の児童数は増加する見込みである。

小規模小学校の集中地域における学校統廃合と中原小学校・ひばりが丘中学校の学校施設建替え計画工程表(案)

(平成23年12月現在)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	第2次総合計画(予定年度:平成26年度~35年度)中に実施							
				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
1 小規模小学校の集中地域における学校統廃合											
○住吉・泉・保谷・本町小学校における再編の実施											
	庁内検討委員会 *4校の再編検討	庁内方針決定	統廃合協議会		統廃合						
				跡地検討委員会 (校地等の活用又は処分について検討)		(*総合計画へ位置づけ)					
2 中原小・ひばりが丘中学校の建替え											
建替計画の検討											
	庁内検討委員会	建替・UR跡地取得方針決定 (*総合計画へ位置づけ)									
ひばりが丘中学校建替事業 UR跡地に移転											
		建替準備検討協議会	建替協議会								解体工事
			↓								ひばりが丘中学校移転
(仮称)第10中学校建設事業 UR跡地に建設											
		(URとの) 用地取得協議開始	基本プラン	基本設計	実施設計 UR用地取得(約19,000㎡)	← 建設工事 →				中原小学校仮校舎暫定使用	(仮称)第10中学校開校
										中原小学校引越し	中原小学校引越し
中原小学校建替事業 現地建替											
		建替準備検討協議会			建替協議会 ↳ 基本プラン	基本設計	実施設計		解体工事	← 建設工事 →	新校舎開校 *中原小 約13,600㎡
ひばりが丘中学校跡地検討											
				庁内検討委員会	跡地検討委員会 (校地の活用又は処分について検討)		(*総合計画へ位置づけ)				

【資料】

学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会設置要領

第1 目的

西東京市立学校の児童・生徒の良好な教育環境の整備化を図るため、学校施設の配置及び建替え並びに通学区域の変更についての検討を行うことを目的として、学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

第2 検討項目

検討委員会の検討事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針（平成20年11月）」を踏まえ、学校施設の適切な配置及び建替え並びに通学区域の変更に関する具体的な事項
- (2) その他学校施設適正規模・適正配置に関する事項

2 検討委員会は前項の検討結果について、教育長に報告するものとする。

第3 組織

検討委員会は、別表の委員をもって構成する。

第4 検討委員会の委員長及び副委員長

検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育部特命担当部長をもって充て、副委員長は教育部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 検討委員会の会議

検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者又は職員の出席、資料の提出を求めることができる。
- 3 検討委員会は、必要があると認めるときは、下部検討組織として関係職員による作業部会を設置することができる。

第6 庶務

検討委員会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月8日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から適用する。

別 表 (第3 関係)

委 員	
教育部特命担当部長	委員長
教育部長	副委員長
教育部教育企画課長	
教育部学校運営課長	
教育部教育指導課長	
教育部教育支援課長	
教育部社会教育課長	
企画部企画政策課長	(総合計画、計画行政関係)
企画部財政課長	(行財政関係)
総務部管財課長	(公共施設関係)
総務部建築営繕課長	(施設建設関係)
危機管理室危機管理特命主幹	(防災拠点関係)
福祉部生活福祉課長	(地域福祉関係)
子育て支援部児童青少年課長	(児童館・学童クラブ関係)
生活文化スポーツ部協働コミュニティ課長	(地域コミュニティ関係)
都市整備部都市計画課長	(都市計画関係)
都市整備部道路管理課長	(周辺道路関係)

学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会におけるこれまでの検討経過

会議	開催日	主な内容
第1回	平成23年4月28日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設適正規模・適正配置に関するこれまでの検討経過等について 2 学校施設適正規模・適正配置に関する現状と課題について 3 今後の予定
第2回	平成23年7月12日(火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の適正配置に関する基本方針・基本計画との関係について 2 西東京市立学校の学校施設建替え等に関する調査結果等について 3 今後の予定
第3回	平成23年8月22日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の適正配置等に関する基本計画(素案)について 2 学校施設適正規模・適正配置に関するこれまでの検討経過のまとめ 3 中小規模化校近接の問題について
第4回	平成23年10月21日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の適正配置等に関する基本計画の現状等について 2 西東京市立学校の学校施設建替え等に関する詳細調査の結果について
第5回	平成23年12月15日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の適正配置等に関する基本計画の策定状況等について 2 学校施設適正規模・適正配置庁内検討委員会における検討経過の中間報告書(案)について

(平成23年12月15日現在)